

平成 13 年 1 月 19 日

「人権救済制度の在り方に関する中間取りまとめ」に対する意見

社団法人 日本書籍出版協会

出版の自由と責任に関する委員会

法務省の人権擁護推進審議会は、先般、「人権救済制度の在り方に関する中間取りまとめ」(以下、「中間取りまとめ」という)を公表しました。この「中間取りまとめ」は、人権侵害の救済制度として強制調査権限を付与した独立性を有する人権救済機関の整備を提言しています。この点に関して出版に携わる我々は、「言論・表現・出版の自由」の重要性にかんがみ大きな懸念をもたざるを得ません。

今回の「中間取りまとめ」は、人権侵害類型と必要な措置(第4-1)において、四類型をあげて、その救済措置を述べています。そもそもこの度の人権救済の端緒は、国際連合の規約人権委員会が勧告した警察、刑務所及び出入国管理当局の不適正な処遇等に対する「公権力による人権侵害」にあります。然るに、「メディアによる人権侵害」を「公権力による人権侵害」と同列に扱い、メディア側の諸問題を積極的救済の対象としていることは、大きな違和感を覚えるところであります。

報道・著作等を、書籍・雑誌等さまざまなメディアで人々に広く伝達することは、自由な思想信条を尊重する民主社会の根幹であります。「言論・表現・出版の自由」は、社会における人権意識の啓発・高揚に資するところ大であり、なにものにも換えがたい重要な役割を果たしています。さればこそ、我が国の憲法は、「言論、出版その他一切の表現の自由」を明文をもって保障しているのであります。

「中間取りまとめ」は、「犯罪被害者等に対する報道によるプライバシー侵害等」について、「深刻な被害をもたらしている」と断じ、積極的救済を図るべきとしています。しかし、メディアは、社会の倫理観や英知を反映するものであり、自由な報道や出版が保障されてこそ、人権侵害の告発や追及など、求められる役割を全うできるものと考えます。現行の法制、司法制度の他に、「中間取りまとめ」が提言するメディアを対象とする新たな強制調査権限を有する人権救済機関の整備等は、民主社会を危殆に陥れるおそれがあり、公権力に対する監視機能を有するメディアの力を削がんとする意図を感じざるを得ません。「中間取りまとめ」のメディアを対象とする新たな強制調査権限を有する人権救済機関の設置には、断固反対であります。

出版に携わる我々は、「言論・表現・出版の自由」を尊重する一方で、差別表現等に十分配慮し、人権意識を醸成するための、自律と不断の努力が必要であると自覚しています。我々は、プライバシー侵害、名誉毀損等々の指摘や意見に対しては、常に謙虚に耳を傾け厳粛に対応するとともに、出版倫理綱領に則り出版人として適切な自主規制に今後とも努める所存であります。

以上